

平成9年(ワ)第11018号

原告 森 倉 次 郎 外  
被告 国 外

## 意見陳述要旨

2003年7月22日

原告ら訴訟復代理人

弁 護 士 田 岡 直 博

東京地方裁判所 民事第6部 御中

(被告メーカーらの責任・ディーゼル車の社会的有用性と結果回避義務)

1 問題提起 - - ディーゼル車の社会的有用性は、被告メーカーらの結果回避義務違反を否定する根拠となるか

判決は、遅くとも昭和48年ころまでには、被告メーカーらの製造・販売した自動車の排出ガスに暴露するよって原告らが気管支ぜん息等の呼吸器疾患に罹患するおそれがあることを予見可能であったと明確に認めながら(1次判決370頁)、結論としては、結果回避義務を課することはできないとして、被告メーカーらの不法行為責任を否定した(同376頁,同414頁)。判決が、被告メーカーらの不法行為責任、とくにガソリン車選択採用義務違反を否定した根拠としては、ディーゼル車には社会的有用性があること、被告メーカーらにおいて、どの程度まで結果回避措置をとれば結果回避可能であるか予見し難いことの2点が重要である(同375頁)。

しかしながら、ディーゼル車に社会的有用性があること、より一般的には「結果回避義務を課すことによって被告メーカーら及び社会の被る不利益(結果回避コスト)」があることは、被告メーカーらの不法行為責任を否定する根拠となるだろうか。ディーゼル車をガソリン車に転換することが技術的に可能であり、それによって本件被害の発生を容易に回避できたことは他の代理人が述べるので、ここでは、ディーゼル車の社会的有用性は、被告メーカーらの結果回避義務違反

を否定する根拠とならないことについて述べる。

## 2 わが国の公害判例史上，結果回避コストを考慮した裁判例は皆無であること

まず，わが国の公害裁判史上，被告企業の不法行為責任を判断するにあたり，結果回避コストを考慮して，不法行為責任を否定した先例はないこと，を確認しておく必要がある。

平井宜雄『損害賠償法の理論』は，いわゆる「相当の設備」論を展開した「大阪アルカリ事件」大審院判決（大判大正5年12月20日民録22輯2474頁）を先例として紹介しているが（平井宜雄『損害賠償法の理論』408頁），差戻審判決（大阪控判大正8年12月27日新聞1659号11頁）は，結論的には，「相当の設備」をなしたとは認められないとして被告企業の不法行為責任を認めている。

また，大審院も，広島市灌漑用ポンプ事件（大判大正8年5月24日新聞1590号16頁）において「最善の設備」論を採用し，実質的に大阪アルカリ事件大審院判決を変更している。その後の下級審裁判例においても，「相当の設備」論（または「最善の設備」論）は形式的には踏襲されることはあったが，「相当の設備」（または「最善の設備」）がなされていることを理由として被告企業を免責した裁判例はない。

そして，「相当の設備」論は，四大公害裁判において形式的にも放棄されるに至る。四日市公害訴訟判決（津地裁四日市支判昭和47年7月24日判時672号30頁）は，「少なくとも人間の生命・身体に危険のあることを知りうる汚染物質の排出については，企業は経済性を度外視して，世界最高の技術・知識を動員して防止措置を講ずべきである」とし，熊本水俣病第1次訴訟判決（熊本地判昭和48年3月20日判時696号15頁）は，「万一有害であることが判明し，あるいは又その安全性に疑念を生じた場合には，直ちに操業を停止するなどして必要最大限の防止措置を講じ（るべきである）」として，経済性を度外視した結果回避措置が要求されることを明快に判示した。

四大公害裁判において確立された結果回避義務の判断基準は，現在まで変更されておらず（大塚直『環境法』503頁），現在では，「相当の設備」論は，「富国強兵製作の見地からする産業優先思想」の影響の色濃く受けた（川井前掲121頁），「比較法上も，もっとも企業保護的色彩の濃い」考え方であったと評価

されている（澤井裕『公害の私法的研究』185頁）。

判決は、「ディーゼル車の社会的有用性」を強調し、わが国の公害判例史上はじめて「結果回避コスト」を考慮して被告メーカーの不法行為責任を否定した。四大公害裁判によって確立された結果回避義務の判断基準を放棄し、人間の生命・健康より被告企業による経済活動を重視する方向へと大きく転回したものと評価できる。「比較法上も、もっとも企業保護的色彩の濃い」考え方とまで評された「相当の設備」論への回帰であり、そこには、四大公害裁判において示された「本件被害が付近住民の生命・身体というかけがえのない重大なものであるとき」といった人間の生命・健康を尊重する姿勢は微塵も見られない。判決は、わが国の公害裁判史上はじめて、結果回避義務の判断にあたり「結果回避コスト」を持ち込んだ点において、画時代的な汚点を残したと言わなければならない。

### 3 原告の被る被害と被告メーカーら及び国民の受益を天秤にかけることは、国民全体の利益のために原告に犠牲を強いることになること

さらに、少なくとも「公害」による「生命・健康」に対する被害が問題となっている場合には、「結果回避コスト」は、差止請求はともかく不法行為責任を否定する根拠にはならないことは、平井宜雄教授も含めた学説の共通認識である。

#### (1) 加害行為の社会的有用性は不法行為責任を否定する根拠にならないこと

1次判決の採用した結果回避義務の判断基準は、アメリカ法におけるネグリジェンス (negligence) の判断基準として用いられている「ハンドの定式 (Hand Formula)」を参考にした平井宜雄教授の見解に依拠したものと思われるが（ただし、ハンドの定式とは、権利侵害の重大性と結果発生 of 蓋然性と結果回避コストを「比較衡量」して、前者が大である場合に過失を認める基準であるところ、1次判決は「比較衡量」すら行っていないから、「ハンドの定式」ないし平井宜雄教授の見解の解釈を誤っている。）、「ハンドの定式」には異なる人間同士の効用比較が可能であるという大前提がある。しかし、Aが利益を受けるからといって、Bが損失を受認しなければならない理由にならないことは常識的に理解できる（いわゆる個人間の効用比較の問題）。「ハンドの定式」は、社会全体の効用の増大のためには、一部の少数者に犠牲を強いることもやむを得ないとの功利主義的発想に基づいているが、個人の尊重（憲法13条）を至高の価値とするわが国の憲法と相容れないと言うべきである。結局のところ、

「加害行為の社会的有用性」を理由として被告メーカーらの賠償責任を否定することは、被告メーカーらの経済的利益と国民の利便性のために、一部少数者に犠牲を強いることに他ならないのである（内田貴『民法』319頁，吉田邦彦「法的思考・実践的推論と不法行為「訴訟」（下）」ジュリスト999号88頁参照）。

判決も、国の損害賠償責任については、原告らが対象道路の存在によって受ける利益とこれによって被る被害との間に「彼此相補の関係」が成り立たないことを理由として、「結局、本件各対象道路の供用は、前記のような経済活動等の公共的利益の実現のために、本件各対象患者を含む周辺住民という限られた一部少数者に対し、特別の犠牲を強いるものと言わざるを得ない」と明快に判示しており、公共的利益の実現のために、一部少数者に対して犠牲を強いることは許されないことを認めている。

「ハンドの定式」の主唱者である平井宜雄教授でさえ、「結果回避コスト」とは、「社会全体（訴訟外の第三者）の利益のために、被害者に損害の受任を求めるもの」ではなく、「被害者にとっての加害行為の有用性（例えば、医療行為、薬剤価値）との衡量という趣旨」であることを強調しているのである（吉田邦彦「法的思考・実践的推論と不法行為「訴訟」（下）」ジュリスト999号88頁参照）。

(2) 少なくとも公害による人身被害の事案においては、結果回避コストを考慮すべきでないこと

さらに、少なくとも「公害」による「生命・健康」被害が問題となっている事案においては、結果回避コストという経済的利益のために、原告らの健康・生命を犠牲にすることは、なおさら許されないとすべきである。

平井宜雄教授が「ハンドの定式」を紹介した当初より、学説上は、澤井裕教授、淡路剛久教授を中心として、少なくとも「公害」ないし「生命・健康」被害の事案については、「もっぱら加害者の責任の減免においてのみ機能する」ため公平を欠くとして、結果回避コストの考慮に反対する見解が有力であった（澤井裕「新潟水俣病判決の総合的研究 - 法解釈学的検討・5」法律時報44巻14号158頁，淡路剛久『公害賠償法の理論（増補版）』99頁）。すなわち、「公害」の事案には、被害者と加害者には地位の互換性がなく、被害者は有効な結果回避手段を持ち得ないこと、被害の発生が社会的に認知され、

加害者において被害の発生が明確に認識されるに至ってからも事業が継続されることなどの特殊性があるが、その特殊性ゆえに、対等な私人間における事故的行為を想定した不法行為一般に関する基準は適用されず、被害者保護の観点から、特殊な考慮を必要とするのである（大塚直「不法行為における結果回避義務 - - 公害を中心として」加藤一郎古稀記念論文集『現代社会と民法学の動向（上）』37頁参照）。

また、「生命・健康」被害という観点からは、原告らの「生命・健康」が「かけがえのない重要な価値」であり、経済的代償によって取り返しがつくものではないことに鑑みれば、「経済性を度外視」した結果回避措置が要求されると言うべきである。平井宜雄教授の見解に好意的である森島昭夫教授でさえ、「回避コストが企業の利潤などの経済的なコストである場合には、人身に対する『危険』と回避コストの衡量において、前者が後者を上回ると判断されること（回避義務が課せられること）が当然視されるようになってくる」と述べているのである（森島昭夫『不法行為法講義』203頁）。

そもそも、「ハンドの定式」はアメリカ法におけるネグリジェンスの判断基準であって、ニューサンス（nuisance）の事案には適用されないことが前提となっていた。また、費用便益方式（Cost-Benefit-Analysis）を提唱し、大阪アルカリ事件大審院判決に影響を与えたとされるアメリカの法学者テリーは、ニューサンスには、費用便益方式が妥当しないことを早くから主張していた。したがって、公害による生命・健康被害が問題となっている事案については、アメリカ法の下でも「ハンドの定式」は適用されないことに注意すべきである。

### (3) 結論

結局のところ、判決は、「ハンドの定式」の沿革を無視し、これに対する批判に耳を傾けることなく、平井宜雄教授の見解に依拠したのであるが、その解釈さえ誤っているのであるから、理論的には破綻しているというほかない。

以上